

移住定住の促進

◆事業の目的

熊本県では、県外から県内地域への移住定住を促進し、地域を維持・発展させていく地域づくりを進めるため、新しい生活様式に対応した移住定住を促進する取組みを支援します。

◆補助対象事業

熊本県外からの移住定住を促進することを目的として行う、受入体制の整備、情報発信及び都市部住民との交流等の新しい生活様式に対応した地域づくりの取組み。

【留意点】

計画策定は対象となりません。

◆事業実施者

●地域団体等

例：地域づくり団体、地域コミュニティ組織、NPO法人、地域づくり団体等で構成する協議会等

◆補助種別・補助率・補助上限額等

補助種別	補助率	補助上限
ソフト事業	補助対象経費の3/4以内	10,000 千円
ハード事業	補助対象経費の1/2以内	

I C T（情報通信技術）を活用する場合は、1,000 千円を限度に補助上限額の上乗せを行います（事業の内容が I C T活用経費のみである場合も対象となります）。〔計算方法はP17を参照〕

◆補助対象経費

補助対象事業実施に要する経費。

【参考：I C T活用にかかる補助対象経費例】

- ・情報システム開発費
- ・ソフトウェア購入費
- ・I C T利活用実践人材づくりに必要となる人材招へいや研修の経費

なお、次の経費は除きます。

- ・団体の組織や施設の運営に要する経費
- ・飲食に要する経費
- ・出資、出捐、貸付に要する経費
- ・土地の取得、賃借、補償に要する経費

- ・建物等の構造物の新築、増築、改修及び取得に要する経費
- ・備品の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費
- ・その他、知事が不相当と認める経費

【留意点】

- ・登記、登録等を必要とする備品の取得は、法人格を有する団体に限ります。
- ・住宅購入にかかる補助等、個人への金銭的給付は対象となりません。

【補助対象事業に収入がある場合の取扱い】

補助対象事業に、試作品販売、参加料等による事業収入がある場合は、補助対象経費からこれらの収入を控除した金額に補助率をかけて補助金額を算出します。

ただし、自己資金が500千円に満たない場合には、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分（補助裏）として、500千円を限度に事業収入を自己資金扱いにできます。

◆審査の視点

- (1) 移住促進を直接の目的とし、目標達成の手段が妥当で十分な計画が練られているか
- (2) 移住促進の目標や位置づけが明確であるか
- (3) 次年度以降の継続的な事業展開を見込んだ事業であるか
- (4) 市町村との連携が図られているか
- (5) 新型コロナウイルス感染による自粛等により停滞した地域の活性化や新しい生活様式に対応する事業であるか など

◆補助対象事業例

以下に示す事業例は、補助対象事業となる全てではなく、また、これらをそのまま、あるいは手直しして申請しても必ずしも採択されるものではありません。

- (1) 受入体制の整備を図る事業
 - ・新規移住・就農者への優良農地貸出の実施
 - ・集落単位での移住者受入研修会の実施
- (2) 空き家等を利活用し、移住を推進する事業
 - ・地元不動産会社や関係機関と協議会を作り、空き賃貸物件を使った居住体験事業の実施
- (3) 移住者向け情報提供
 - ・お試し居住施設の情報提供
 - ・移住者に対する近隣の生活に必要な情報の案内、移住者団体との交流を実施
 - ・ウェブデザイナーなど、どんな地域でも活躍できるスキルを有した人に移住してもらい、移住者の特技を活かした情報発信を実施
 - ・SNS等を利用し、お試し居住実施中及び実施後の情報発信を実施
- (4) 移住希望者等の相談窓口の充実を図る事業
 - ・民間の移住コンシェルジュの育成による移住希望者等の相談窓口の充実
- (5) 地域資源を活用した雇用創出による移住促進
 - ・移住のネックである「就労の場がない」という問題を解決し、農業後継者を確保するため、就農者を募集し、農業技術を伝える など